

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 2 年 9 月 28 日（月） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・有田副委員長・大草委員・田村委員・長尾委員・
重村委員・南野委員・早川委員・上田委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・岡本主査
8. 協議事項
9 月定例会本会議（9 月 18 日）から付託された事件（議案 5 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 47 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 9 月 28 日

文教産業常任委員長	重 廣 正 美
記 録 調 整 者	岡 本 功 次

重廣委員長 本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため原則、マスク着用としておりますが、発言者の体調に配慮し、発言の際は、マスクを外すことができることといたします。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案 5 件について審査を行います。それでは、はじめに、議案第 5 号「令和 2 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宗村上下水道局長 議案第 5 号について、補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 6 号「令和 2 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宗村上下水道局長 議案第 6 号について、補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 7 号「令和元年度長門市水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宗村上下水道局長 それでは議案第 7 号について、令和元年度水道事業会計決算書により補足説明をさせていただきます。当年度末における給水人口については、前年度比 2.1 ポイント減の 3 万 940 人、年間有収水量も前年度比 3.9 ポイント減の 364 万 5,448 立方メートルといずれも減少しております。また、建設改良事業につきましては、各地区の老朽管の布設替え工事や、湯本浄水場施

設更新工事、並びに水道監視システムの更新等を行っております。続いて、経営状況についてご説明申し上げます。収益的収支は、収入額が 6 億 8,410 万 717 円に対し、支出額は 6 億 4,084 万 132 円となり、差し引き 4,326 万 585 円の純利益を計上しております。また、資本的収支は収入額が 2 億 7,775 万 2,980 円に対し、支出額は 5 億 6,484 万 4,233 円となり、差し引き 2 億 8,709 万 1,253 円の不足額を生じております。この不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに損益勘定留保資金により補填しております。以上で補足説明となります。

重廣委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 おはようございます。何点かお尋ねしたいと思います。まず最初ですね、先日本会議で議案第 7 号につきまして、林哲也議員のほうが本会議の中で質疑を質しております。今回の決算の認定にあたって、元年度の事業経営の成果について問うという質疑をされて、その中で局長のほうからその成果として次のような部分がございます。「令和元年度決算では、棚卸した水道メーターの帳簿上の整理が進んだことにより、資産減耗費が対前年度で約 1,600 万円の減、率にして 48.9%の減少した」ということが本会議の中で述べられています。それで、私、直観的に思ったのが、この水道メーターの資産減耗——ですから、メーターというのは法律上あって、8 年を経過したものは水道メーターとして使えないと。破棄していくと。ですから資産から落としていくということを随時されていくべきであろうというふうに思うんですけど、率にして 48.9%減というのは、約半分近いものがこの会計年度の決算で減少したという報告がされています。ここの点については、企業局として努力された点でもあらうとは思いますが、少し詳しくこの経緯についてお話をいただければと思います。

大田管理班主査 それではお答えいたします。今重村委員がおっしゃったように、資産減耗費のうち水道メーター、量水器に係る除却の費用がかなり令和元年度では落ちております。実際、量水器の除却にかかった費用、こちら浄水、簡水含めました全体で言いますと、平成 30 年度が約 2,730 万円でしたが、令和元年度が約 1,260 万円となっておりまして、対前年度で約 1,470 万円ほど落ちております。この落ちた要因が今説明がありましたように、資産減耗費の減少の主な要因でございます。先ほども申されましたように、量水器につきましては、計量法により有効期間が 8 年となっておりますので、本来でありましたら購入して 8 年経ったものについては水道料金のもとになりますので使えないということで、実際下取りに出しますし、帳簿上も資産から落としていかなければいけないというのが適正な処理でございます。30 年度の決算の処理の事務上、

確認しておりましたところ、8年を超えた量水器の資産というのが帳簿上多く見受けられました。今そちらを確認しまして、本来であれば落とさなければいけないということで、平成30年度につきましては、油谷地区以外を整理して落とさせていただきました。残りがございましたので、令和元年度につきましては油谷地区を残り整理をしまして、令和元年度で一応残っていた量水器については整理が終わったということで完了しました。それで、令和2年度以降については毎年8年経ったものを、今後きちんと整理をして除却をしていくという整理を行っていきたいと考えております。以上です。

重村委員 大変よく分かりました。それで今、係員の方から来年度からは、ですから今年度事業からということでしょうけど、きちんと1年ごとにこのあたりを処理して、適切な資産の管理というものをしていくという答弁もありましたけど、ですから何と言いますか、今回頑張って帳簿上をきれいにしたからこそ来年度から1年ずつきちんとやっていくというご答弁でしたけど、その油谷地区を除いて落とさなかったと。8年過ぎているものがあるというのを認識していて、これを落とさなかった。このあたりというのは帳簿上で一気に落とすことによって何か不具合が生じるのか。たぶん何か不具合が生じるからこそ一気に全て、8年経過したものを落とせないということでたぶん油谷地区だけ残して、油谷地区を元年度に整理をされて、この数値が出たというふうに私は今認識したんですけど、そのあたり、一気に落とせない、8年を経過したものがずいぶんたくさんあったけど、これを一気に落とせないという何か理由があるのかどうか。これを聞いてこの質問に関しては終わります。

田村管理課長 本来でしたら、分かっている範囲で落とすべきだったと思います。しかしながら、過去の分の遺産と言いますか、負の遺産と言え負の遺産でありますけど、予算上、ぎりぎりのところでやっている部分がありまして、その年の状況を見つつも、それを判断していくということで12月くらいの時に、今年の決算に向けてどうなのかという形でしますと、ちょっと予算の方の進捗状況からして、ある程度いけるんじゃないかと。修繕が思ったほど出ていないと。ある程度、当初は何の漏水事故とかあるのか分かりませんので、枠取りでたくさん取っている部分があります。それで、決算の年度末に近づいたときにそれを考える時に、このタイミングでちゃんと過去の分については整理しようという形で判断いたしました。以上でございます。

重村委員 次の質疑に入りますけど関連がありましたら。いいですか。

重廣委員長 皆さんよろしいですか。はい。ではお願いします。

重村委員 次の質疑に入ります。それでは、同じく林哲也議員が本会議で、この決算を受けて、次年度への対応ということを質疑されています。これはその中で今後の課題、問題は何かということでこのように局長が述べられています。

「最重要課題は、経費の削減と財源の確保と認識している」と。最重要課題は、もっとも大きい問題は経費の削減、自助努力、企業としての。そして財源の確保。この２点を挙げられております。で、「水道料金の在り方を検討しているところであります」と。検討しているところということで、進行形のような形の表現をされています。それで、これは議員の一般質問でもこれは下水道の中で、料金のことはどうなのかというような質疑もありましたので、上水道に関してもいずれ検討して料金の値上げということはニュアンス的には委員会の中でも幾度か聞かせてもらったことがありますけど、この水道料金の値上げというのは検討した中で、これは値上げをせざるを得ないというような判断に至った時に、当然、諮問機関である委員会にお諮りをし、これが適切な時期はいつなのか、料金改定は何パーセントなのか。こういうことを一つ一つ積み上げていって、早くて１年半か、２年くらいかかって、それで住民の皆さんにも周知の期間というのが当然いるでしょう。ですから、その１年半か、２年かかると私は改定に移行するにはかかるのではないかという認識をしているんですけど、今進行形のような形で局長は本会議で説明されました。この料金改定というのは、どういう段階にあるのか。例えば、その諮問機関である委員会で、こういうお話をもうすでに出しているのか、そうでなくてそこにもまだ行かずに、上下水道局の内部でまだこの事案というのを計画を、どうなのだろうかとつくり上げている段階なのか。しゃべれる範囲でかまいませんけど、その段階がどこにあるのかをお尋ねしたいと思います。

田村管理課長 経費の節減と財源の確保というのが最重要課題ということで、まず財源の確保でございますが、前から、以前のこの委員会でも指摘をいただいておりますけど、まず市民に今の経営状況をよく分かってもらえるようにということで開始したのが、まず広報について、上下水道の特集号を今年の２月号でしたか、こういう現状であるというのを出しています。それを受けまして、まず住民の代表、有識者の皆さんということで、長門市上下水道事業審議会というのが３０年度、下水道審議会から条例改正で、水道も合わせた上下水道事業審議会というのを立ち上げておりまして、そこで意見を聞こうと。まず一番肝心なのは、今まで合併後、２０年に水道は統一されましたけど、そこはあくまでも統一、料金の１市３町の違う部分の統一でした。下水道もしかりです。下水道は２８年の１０月に１市３町がバラバラだったのを３段階に分けて統一しています。そこでまず、本来の料金改定、それは料金の算定基準というのをしっかりとつくりたいといけないということで、これをまずうちの内部の方から審議会の委員さんに向けて今、一応提案しています。そこでいろんな意見を聞きながら、それを今詰めている最中でありまして。今、審議会は３回目を終えて、今から４回目、５回目となっていくんですけど、まず料金の在り方ということで今、

一番審議に上がっているところは、基本水量の考え方。人口の減に伴って、有収量が減って、給水収益がかなり落ちています。なので、基本料金の部分をある程度確保しないといけないという部分があります。しかし、本来、水道料金の算定基準というところが重要であり、いろんな算定の仕組みがあります。固定費とかあって、その今回の基準でいくとどうなんだというのをまず審議会の委員の方にお示ししています。最終的には今、基本料金については基本水量、1月につき10立米、2ヶ月に一度ですから20立米までは基本水量という形で料金を決めています。これが一応基本的に全国の流れとか、うちのほうも考えによると本来は基本水量も無い——基本水量をゼロでもいいんじゃないかという、その辺の審議もしながら、本来あるべき姿の部分のご意見をいただきながら進めている状況でございます。今、審議会の方では水道を先行して本来の料金の算定の在り方、その中には一応、水道料金の算定期間というのをまず決めて、そこで今、3年——標準的には3年から5年なんですけど、そこでしっかり直近の水道の算定期間を決めて、そのこの分の費用、今の現状のままの料金だとどれだけ不足してくる——次のもうちょっと広く10年で取ったらこういう状態になるというようなことを見ながらそこで決めてもらう、それを今進めている状態で、今年度中にその算定基準を決めて、現実問題、どれくらいの改定率だったらいけるのだろうかというような意見も聞きながら、最終的にはコロナの状況ではございますが、時期等も意見をいただきながら、ある段階で市の内部でも決めて、諮問的な意見を、諮問という形で出して最終的にその部分の意見をいただいて、答申を今年度中にいただくという方向で今進めているところであります。以上でございます。

重村委員 細かくご説明をありがとうございました。要約すると、審議会にはすでに3回会議を開いていただいて、数値的なものは提出していないけど、水道の本来ある在り方、それからこれからの未来の予測、こういったものを含めて水道の料金というのがどうなんだろうというのを投げかけていると。執行部側から当然、それは料金改定を睨んでのお話をしているんでしょうけど、数値的には、例えば20円上げますとか、15%上げますとか、そういう数値はお示しをしない段階で、在り方をぜひ認識と議論してくださいという段階であろうというふうに思います。なぜこれを聞くかということ、今まででも料金改定というはいずれあるであろうという私たちも認識には立っていますけど、最終的には考え方によっては、この経費の削減と財源の確保となれば、経費の削減、これは企業努力として常に進めていってもらわないと困る。だけど財源の確保はそれだけではもう難しいというのが見えてて、実は財源で一番は料金改定でしょう。もう一つあるのは、私は一般会計からの繰入金はどうするのか。大きな柱はこの2つであろうというふうに思うんですね。それでもう1点お尋ねし

たいのは、これはぜひ副市長にご答弁をいただきたいのですが、一般会計からの繰入金というのは監査意見書の中にも常に書かれています。これだけ繰入金というのは発生していますよと。それで、大前提は企業局となった場合、その独立採算制、自走していくというのが大原則にあるわけですが、長門市の地勢を鑑みたときは、なかなか独立採算制というところには難しいかなというのは、これは認識していると思うんですね、議員も。その中で、一般会計の繰入金というのは上限無しにいくんだと。そういう財源確保の、長門市にとっては、一般会計からそれを繰り入れて企業会計を運営していくんだという考え方もできなくもないかもしれない。そこらあたりで繰入金の見解について、副市長にお聞きをして終わりたいと思います。

大谷副市長 ご指名でございますので、重村委員のご質問にお答えしたいと思います。今、委員がおっしゃいましたように、地方公営企業である上水道事業、本来ですと、先ほど繰入金のお話をされましたが、現在、元年度で言えば 1 億 5,000 万円の繰入金を一般会計から水道会計へ入れております。この中には、国が示しております繰入基準、こちらから言えば繰出基準というのがありまして、それにそぐわないもの、これはいわゆる基準外繰入と申しますけれども、この基準外繰入が実は 1 億 5,000 万円の半分以上、残念ながら占めております。ところが、この基準外繰入と、長門市本来のつくりました繰出基準と言いますか、市独自の繰出基準、この大勢を占めておりますのは、実は旧三隅、旧日置の簡易水道を統合した際に起こった借金の返済分とか、そういった減価償却費でございます。これがもう 8 年なり 10 年後には半減いたします。この基準外繰出ですら半減するという、この 1 億 5,000 万円が 8 年後くらいには、7,000、6,000 万円、こういう風になってまいります。しかし、どんなに限界集落であろうと、お一人の市民がいらっしゃれば、そこにつなぐ管路、これを更新しないわけにはまいりません。止めるわけにまいりません。命にかかわります。そうしたものを更新しなければいけない、そうしたとき、料金をもってこの上水道事業を、本来の公営企業である上水道事業を成り立たさなければいけないということを最後まで通すべきかどうか。ここは新しい、いわゆる繰出基準と申しますか、長門市の繰出基準なるものを、こういうことを考えていかなければならない。これは当然、国においてもこういった過疎地域における上水道事業の在り方、やっぱり考えていただかないといけない。そういうことを私どもはこの料金改定を今、審議会のほうで審議いただいておりますけれども、一般会計としては独自に考えていかないといけないというふうな認識でおります。以上でございます。

重村委員 ご答弁ありがとうございます。これは私の決算認定にあたっての見解ですけれども、今後、こういうことが起こるわけですね。1 軒しかないのに

200 メーターの管を布設替えしないといけない。こういうことが起きている。ぜひ、これは地方自治体の長門市がやらないといけない仕事ではありますけれども、これは全国各地で共通してこういう問題が私は起きていると、これからの課題だというふうに私は認識しています。ぜひ、国に県を通じてでも構いませんので、長門市としてこの予算というのを国に要望する。こういうご努力も是非、市長、副市長をトップに是非していただきたいと思います。お言葉がありましたらですけど、無ければこれで終わりたいと思います。

大谷副市長 ただ今、委員ご指摘のとおりでございます。国に対して、この過疎地域、国全体の問題だというふうに認識しております。過疎法も今度更新がされるわけですが、この中にしっかりとこの上水道事業の在り方、過疎地域における水道事業の在り方について、物申してまいりたいと思います。以上でございます。

上田委員 今発言がありました内容と多分にかぶりますけども、副市長もおっしゃいました、全国の地方の傾向としてまして人口が減っている、しかしながら戸数は増えているという現状がございまして、今言われた一人の世帯にも届けなきゃいけない、これは当たり前なんですけども、40 年を経過した老朽管、これも随時計画をしながらやっていかなきゃいけない、先ほど田村課長がおっしゃいましたけども、審議会を 3 回やられて今度 4 回目、5 回目。ちょっとスピード感がですね、遅いんじゃないかというのは市民の皆様方もきっと考えておられる、思っておられるところだと思うんですね。今、重村さんもおっしゃいましたように、こういう話というのは今日の明日というわけにはいきませんので、1 年、2 年、下手すれば 3 年先に結論が出るという内容だと思います。そうすると、こういう今の収支の内容を見たときに、やはりこれを早急に動くことによって、状況が変わって、万が一プラスになれば下げればいいんであって、そういうような動きを活発・活性化していこうという考え方はございませんか。一つだけご答弁をお願いします。

田村管理課長 まさしく上田委員さんがおっしゃるとおり、昨年も同じような私の回答の仕方と同じような形で、まだ全然変わっていないというのが一緒だと思います。もうつくづく私も、反省をしながら。まず、やはり算定基準、先ほども申しましたが、この算定基準を決めさえすれば、まあちょっと今 3 年から 5 年という形で、4 年という案を示しながら、いろんな意見を聞いているんですけど、これをしてしまえばですね、毎年、決算の状況を踏まえて 4 年間あればある程度費用も、ある程度真実味を帯びた費用が出て現行の料金体系だったらこれだけ足りないの、そのうちこれを、例えば回収率 100%となればこれくらいになりますと。それをいきなりするとかなり率が高いから、現実的なところをどれくらいの改定率が良いかというのを審議会に聞いて、現実的な路

線を求めようと。そのスパンの中で毎年、決算が今から出てきますけれども、その４年間を決めたら、実際のその決算はどうなっているのか、その計画とどういうふうに関っているのか、それを随時見ながら——４年なので、次は３年とかその辺になると次の４年のスパンを見ながらまたどうするのか。今回のコロナのような形で出ると例えばこうだけれども、その分はどうすべきなのか。一般会計でもっと負担をすべきなのか、そういういろんな意見を聞きながらやっていきますので、まず算定基準を決めて、そのルール化をしたらもう決算に応じて毎年、毎年ちゃんとそれを見ながら次の算定期間のスパン、若しくはもうちょっと広い１０年とか、その辺の状況を見ながら本当にその料金体系で良いのか、それをいつも確認しながら今後やっていくと。確かに今、それをまず今年度中に至急、ちょっとスピード感もアップしながら、それをしながら今からやっていきたいと思ってますので、皆様もそれが決まり次第——それと経営戦略というのも前年から言っていますけど、それも含めて皆さんに公表しながら、今後は市民の皆様にもその辺の——２月だけではなく、今度は決算の状況を踏まえてより広報等を通じて、こういう状態になりますというのを入れながら説明していこうという形で考えております。以上でございます。

有田委員 水道料金の収納率が９５％ということで、前年度よりは１．３ポイント上がっているということなんですが、いまだかつて未収金が１，４００万円前後あるということになっておりますが、この未収金の回収方法をどのようにされておられるのかお尋ねします。

藤井管理班主査 未収金の回収方法なんですけれど、過年度分につきましては、徴収停止という、もう取れない部分につきましては、そのような形で処理しております。ちなみに、停水ができない法人とかそのへんにつきましては、分納していただき徴収を続けている段階でございます。あと、私債権なので、なかなか強制執行というのができませんので、分納を続けていただくという形で債権のほうを整理していただいております。以上です。

田村委員 おはようございます。聞き取り難いと思いますけども、ご勘弁願います。重村委員の質問に対する関連という形になりますけれども、私は水道事業でずっと見ているのは水道ビジョン、これですね。この中に１０個の課題というのが出されております。水道課の方はよくご存知だと思いますけども。この課題の１０個の中の１０番目、「将来を見据えた水道料金の再考」、このことについて去年あたりから本格的にこの水道料金を上げていくと。料金改定に向けて水道課は動き始めているというふうに私は考えているんですけども、ただ、この具体的なイメージが湧かない。いったいいつまでに結論を出し、いつになったらその審議会にそれを諮問するのか、あるいはそのことを議会に報告し、議会とともに検討していく、それがいつからなのか、その具体的なタイムテー

ブルというものが見えない。おそらく上げざるを得ないであろうということは、おそらく全議員がこのことを理解しない議員はいないと思います。上げざるを得ないだろうと。しかし、それをどのようにやっていくか、そのことの具体論がなかなか出てこない。わかっていない。水道ビジョンにももちろん検討と書いてあるけども、これをもとに今後いつまでに料金改定に具体的に進むのか、料金改定にあたっては、先ほど問題がありましたけれども、そのことに対する強い抵抗も考えられます。それを説得し、本当に市民が市民としてやっぱり許容できる範囲のものではなければいけませんし、そういうことも含めて今後の水道料金の見通しについて、昨年の決算を考えた上で今後どうするのかということについての見解をお尋ねしたいと思います。

田村管理課長 まず水道ビジョン、これは 29 年 3 月に出来上がってますけど、10 の課題ということで、投資的な面でばっかり先行して出来上がっています。本来はもう人口減少が進んでいる中で、財源的な裏付けがあるべきだったということで、そこが不明確になって、そこで先ほど申しましたように財源の確保ということで、料金改定も含めた料金の在り方について、先ほど、これも早急にその算定基準を決めて皆さんにこういうふうな形でしないといけないという形で、まず今年度中に料金の在り方、算定基準というのを決めまして、そこから内部で決めたまず改定の率というのを諮問を受けて、もう 1 回審議会のほうに諮り、そこで最終的な答申をいただいて料金改定に向けて条例改正案をつくり、今コロナの状況ではありますけど、一応目標的な分については現状の現行の料金ですと、単年度でいくと令和 5 年度くらいが単年度で赤字が予想されるというような形があります。なので、それ以前にその分も急いでいかないけないというふうに考えております。ただ、今、留保財源もありますから、それも含めてスピードアップをしながら、まず算定基準を決めて諮問・答申という形で受けて住民説明をしながら、目標としましては一応初めての水道料金――20 年に統一してから 12 年経っていますから、その説明も必要なので、目標としては令和 4 年度中に料金改定を実施するという方向で、その前に遅くとも令和 3 年度中に条例改定を出すという形で一応考えております。以上でございます。

田村委員 大変難しい課題だと思うんですけども、今、令和 4 年という形で数字が、年号が出ましたけれども、それに向けてまだまだ山あり坂ありで、大変だと思いますけども、ぜひ頑張っていただきたいと思います。それで、毎回、水道あるいは下水道のときにお尋ねしますけれども、回収率、あるいは有収率、水道における。この水道ビジョンの中にもそのことは載っていますけども、特に有収率、あるいは回収率が 100%になっていない。要するに手出しが非常に多くなっているということは、基本的に水道料金のこれが適正であるのかど

うかということが問題なんですね。この水道ビジョンの 16 ページに、県下の、あるいは全国の水道料金の比較が出ております。長門市の位置付けはやはり、萩、美祢、長門——まあ他にもありますけども、この北浦三市を中心に、常に有収率とか回収率が低い。これは何故なのか。何でこの北浦三市が県内でも低いのか。ここをやっぱりしっかり突き止めないと、長門市の水道料金、あるいは水道事業の本当の市民が理解した上での解決はできないんじゃないかというふうに、私はあれからずっと思っているんです。それで、この有収率・回収率、計算方法は違いますが、基本的にはやはり水道料金が低い、ここに問題があるわけですから、これをきちんとするためにはどうすれば良いのか。有収率・回収率の点から水道課としてどのようにお考えなのか、お答え願いたいと思います。

宗村上下水道局長 田村委員おっしゃるとおり、確かに有収率等低いということにつきましては、無駄な水が出ているということで、それをまた料金で賄うということはかなり、また市民の方に負担がかかることになりますので、その点については検討して、今、不明水の特定といたしましては、漏水調査の実施と、あと漏水が発生した場合には早急的にすぐに場所を特定し修繕するということで行っております。とはいえ、かなり古い管が、以前から申しておりますように、老朽管が増えておりまして、去年たまたま漏水が少なかっただけで、これから先もっと漏水等が発生する可能性があります。その辺につきましても補助を取って更新を進めるとか、更新をする際には必要最小限の口径にするとか、そういった努力をして今の有収率等を上げる努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

田村委員 有収率、あるいは回収率について、以前お伺いしたときに、この委員会で県内の昨年の資料でいいわけですけども、県内の有収率あるいは回収率の一覧を出していただきたいとお願いしましたけども、そのことはいかがでしょうか。

吉岡管理課長補佐 有収率と回収率のほうなんですけど、まず有収率のほうは今、長門市——平成 30 年度の数値になりますけども、一応県内 13 市の中では一番低い数値となっております。次が美祢市さんがその次になっております。その次が萩市さんですかね。この北浦三市が地形等もありますけども、県内では悪い方向になっていきます。あと回収率のほうですけども、こちらのほうは県内 13 市の中では下から 4 番目の数字になっております。以上でございます。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員で

す。よって、議案第 7 号は、認定すべきものと決定しました。

次に、議案第 8 号「令和元年度長門市下水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宗村上下水道局長 それでは議案第 8 号について、令和元年度下水道事業会計決算書により補足説明をさせていただきます。今年度末における水洗化人口は前年度比 2.3 ポイント減の 2 万 5,877 人、年間有収水量は前年度比 3.4 ポイント減の 331 万 4,003 立方メートルといずれも減少しております。また、建設改良事業につきましては、東深川浄化センター改築更新工事や、仙崎中部地区管渠施設改築更新工事、並びに青海地区及び開作地区の農業集落排水施設の公共下水道への接続工事等を行っております。続いて経営状況についてご説明申し上げます。収益的収支は、収入が 16 億 3,758 万 2,844 円に対し、支出額は 16 億 3,758 万 2,844 円となり、差し引き 0 円となっております。また、資本的収支は、収入額が 8 億 4,265 万 7,267 円に対し、支出額は 12 億 9,289 万 9,080 円となり、差し引き 4 億 5,024 万 1,813 円の不足額を生じております。この不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに損益勘定留保資金により補填しております。以上で補足説明とさせていただきます。

重廣委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、たくさんではありませんけど質疑させていただきます。監査意見書の中にも述べられているように、「令和元年度においては包括的維持管理委託の開始や、組織体制の見直しなどによる費用の削減、経営の効率化等に努められている」ということで、ある一定の努力というのは監査意見書の中にも認められているということが記述してあります。それで、元年度から深川の浄水場をはじめとする業務の委託と言いますか、管理運営に関する業務を市独自でやられるのではなくて、外部にお願いするということをされています。この大きな経営の形態の在り方を変えたわけですけど、ここから決算を迎えて、この包括的に管理委託を民間に任せるということを始められて、上下水道局としてどのような効果が発揮されたのか、そして今後のこういった業務形態を取ることによって、今後の課題は何なのか。これをどのような見解を持たれているのかお尋ねしたいと思います。

宗村上下水道局長 今年度より包括的に民間委託を開始したわけですけど、その前提といたしまして、処理場、浄水場、水道のほうも一緒なんですけど、技術職員の不足ということがまず第一にあります。技術の継承という面からも、民間活力を活用した維持管理にということで包括的に民間委託を採用したところもあります。メリットといたしましては、そういった技術面の補充というところと、また費用面でいきましたら僅かではございますが、経費のほうも削減

をされているところでございます。また、大きなところで言いますと、性能発注ということで、水質を保てばある程度の維持管理は委託業者のほうに任せるということがありまして、大手業者のノウハウ等を活用いたしまして水質管理面におきまして努力された結果、電力等も大幅な削減となっております。今後の課題といたしましては、下水・上水も含めてですけど、多くあります局が管理しております施設におきまして技術者の不足等が発生しておりますので、こういった部分に対しましても、こういった形というか包括的に民間委託が採用できるのか、また他の方法があるのかということは今後検討していく必要があると考えております。以上でございます。

重村委員 もう 1 点違う質疑ですけどさせてもらいます。これは大谷副市長に見解をお願いしたいと思います。上下水道局は 2 つ、上水、下水という部分を持たれていますけども、実は一般会計からの繰入金の額は上水よりもはるかにこの下水のほうが多い。これは監査意見書の中にも書いてありますけれども、繰入金の合計は 7 億 7,966 万 9,000 円となっております。基準内、基準外という表現を足したものですけど。これについても監査意見書の中にはやはり、今後の財源の在り方というものを検討しなければならないということが記述されております。大谷副市長にお尋ねしたいのは、上水を上回るこの繰入金、これについてどのような見解を持たれているのか、上水の部分と同じような見解ではあるかもしれませんが、この下水というのは上水よりもはるかに多いという見解の中で、ご見解を、ご認識をお尋ねしたいと思います。

大谷副市長 それではお答え申し上げます。下水道事業の場合、どうしても雨水公費の原則がございまして。雨水も下水道の中に流れ込みますので、ここはしっかり基準内繰入という形で一般会計が負担いたしまして、先ほどおっしゃいました 7 億 8,000 万円弱、この中でも基準内繰入と言われるものが 4 億 7,000 万円くらいあるわけでございます。ただ、国の基準では基準外とされる繰出金を 3 億ということで、これについてはこの数年の決算を見ましても 3 億から 4 億近いお金が出ているわけでございます。これはもう上水の比ではございません。確かにおっしゃるとおりでございます。やはりこちらについても、下水道料金の在り方について、監査委員からの審査意見もございまして。こういったところもやはり検討していかなければいけない。ただし、こちらは先ほどもございましたように、収納率とか、いわゆる下水道料金の未収率、こういったところは上水に比べればまだ劣っているところがございます。そういった経営をしっかりとした上で、これはもう一般会計から出さないといけないなというようなものが、市民に対して申し開きが立つような形にするべきであるということは重々承知しております。こういったところを上下水道局にはしっかりとご検討いただき、そして一般会計におきましても、この基準外繰出が 3 億円というも

のが少しでも減らされるように、今出資金がかなり多いところが大層を占めておるわけです。2億弱ございます。このあたりが、出資金がどれだけ減らされるのか、そういったところを一般会計としては検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

田村委員 これは昨年と同じ下水道の決算のときに私が質問して、田村課長がお答えいただいたものですが、この水道ビジョンをずっと読んでいく中で、いつも感じている疑問というのは、なぜ下水道ビジョンというのが無いのかと。水道ビジョンというのは、私は非常によくまとまっていると。課題も解決策もここにはある。これをどれだけ具体的にやっていくかということ。ところが下水道のほうは、公共はストックマネジメントで、農集は最適整備構想、漁集は機能保全計画とか、それぞれバラバラにあって、長門市の下水道事業としてどうやっていくのかということを、まとまりができていない。このことが非常に下水道事業に対してのやっぱり市民の理解、あるいは議会の理解というものなかなか追いついていかない。この長門市版の下水道ビジョンというものができるのかできないのか、やる必要があるのかないのか。これね、水道ビジョンを考えれば考えるほど、私はぜひ必要ではないのかというふうに思いますけれども、そのあたりのお考えを聞かせていただきたいと思います。

重廣委員長 その前に、執行部の皆さんにおかれましては、答弁を手短にお願いしたいと思います。

田村管理課長 下水道のほうですけど、確かに水道ビジョンと違って、ちゃんとしたものがございません。今まで投資計画をつくるための、先ほど言われました公共で言えばストックマネジメント、農集の最適整備構想等ですね。これらが一応今、出揃っています。一応、下水道のほうについては、施設整備についてはまず一番施設で経費がかかりますのが処理場でございますので、全体で19あります。今年度中で青海と開作で、そこを公共に編入するというのを決めております。污水处理構想の中では、今後老朽化している三隅とか統合していく。今度は日置、油谷とか、人口の減とかを見ながら施設の能力とかを見ながら、まずは污水处理構想のほうではそれをやっております。今年度それも含めて、先ほど水道でもありましたけど、一応、経営戦略というのを投資的な部分、投資計画と財政計画の2本立てになっているんですけど、これをとりあえず10年ではございますけど、それをつくりまして、今後の下水道の将来の方向性というのを決める中で、例えば今の下水道料金だとその辺で経営的に駄目であるとか見えてきますので、この時期にこの程度の料金を引き上げないといけないというのが見えてきますので、そういうふうな今度、下水道事業の経営戦略というので、投資計画と財政計画が一体となった経営戦略というのを示しする中で、示していこうと考えています。以上でございます。

重廣委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 8 号は、認定すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 10 時 45 分からとします。

— 休憩 10 : 32 —

— 再開 10 : 43 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。議案第 12 号「財産の取得について（GIGA スクール用端末）」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中谷教育部長 提案説明及び議案参考資料のとおりで、特に補足することはありません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 これは資産として財産の取得というところなんですけども、この財産という、タブレットに関してはどのような財産管理という形を取られるのか教えていただけますか。

松崎教育総務課長 この度の GIGA スクール用の端末につきましては、各学校に端末を児童生徒の数に応じて配布をいたしまして、学校において使用しますので、学校のほうで管理をいたします。ただし、児童生徒の今後の増減等もありますので、そのあたりは教育委員会のほうで、そのあたりの管理も教育委員会のほうで行ってまいります。以上でございます。

早川委員 これは端末機なので、特に児童生徒が使うとなると故障とかついているところの管理というか、対応というのはやっぱり各学校でということなんですか。

松崎教育総務課長 それではお答えいたします。今回の端末につきましては、本体の購入から 1 年間につきましては、自然故障の場合は業者のほうにおきまして無償で修理がされます。そのあたりの、学校におきまして故障等が生じた場合は、教育委員会のほうへ申し出ていただいて、教育委員会のほうで端末を業者のほうへ送付しまして対応していきたいと思っております。以上でございます。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」

と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会いたします。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10 : 47 —